

質問第二〇七号

予防接種行政充実のための日本版ACIP設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十二月三日

小熊 慎 司

参議院議長 西岡 武 夫 殿

予防接種行政充実のための日本版ACIP設置に関する質問主意書

日本におけるワクチン行政は、米国よりも二十年遅れていると言われている。これまで、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、その指摘がなされ、議論されてきている。

米国のACIP（ワクチン接種に関する諮問委員会、Advisory Committee for Immunization Practices）は、政府外の独立した諮問委員会であり、定期的に開催され、その議論は公開されており、医療従事者のみならず患者会や一般国民もオブザーバー出席することができる。科学的根拠に基づいた指針の提示、予防接種政策の評価と改定、ワクチンの品質・安全性のモニタリングなどを行い、CDC（米国疾病予防管理センター、Centers for Disease Control and Prevention）やDHHS（米国保健福祉省、Department of Health and Human Services）に予防接種を推奨している。

この政府からの独立と情報の公開は、国民的コンセンサスを得るためにも極めて重要で、予防接種行政の原則を確立するためにも必要な制度設計と考える。

こうした立場から、菅内閣における予防接種行政のあり方について、以下のとおり質問する。

一 政府外に『日本版ACIP』を設置すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 ワクチンの開発から接種まで担当する『ワクチン局』を厚生労働省内に創設すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 以上の新機関設置、創設までの間、販売されながら任意接種であるインフルエンザ菌b型（H3N2）ワクチン、七価肺炎球菌ワクチンを定期接種化するため、次期通常国会において予防接種法の改正をすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。